

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第77号

(地域、少年)

令和3年2月5日

5年保存(口訓)

本 部 長

子供110番の車の運用及び支援について(通達乙)

子供110番の車の運用については、事件・事故等の被害に遭い、又は遭うおそれがあり助けを求める子供の一時的な保護や警察への通報を行うなど、子供の安全を確保するためのボランティア活動として広がり、県内では、県警察が指定する子供110番の車(以下「警察子供110番の車」という。)のほか、団体・事業者等が運営主体となって取り組んでいる子供110番の車(以下「民間子供110番の車」という。)がある。

現在、警察子供110番の車の運用及び民間子供110番の車の支援については、「子供110番の車の運用及び支援について(通達乙)」(平成31年3月7生企発第142号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、押印を求める手続きの見直し等に伴い、旧通達の別記第2号様式「申出書」の押印を省略するなどの変更を行い下記のとおり実施することとしたので、適正かつ円滑な事務の遂行を図られたい。

なお、本通達の実施により旧通達は廃止する。

記

1 警察子供110番の車の運用

(1) 指定の対象

警察子供110番の車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)又は同項第10号に規定する原動機付自転車(以下「自動車等」という。)とする。

(2) 活動

警察子供110番の車は、次に掲げる活動を行うものとする。

ア 警察子供110番の車に指定された自動車等に別記第1号様式の警察子供110番の車の標章(以下「標章」という。)を標示すること。

イ 事件、事故等の被害に遭い、又は遭うおそれがあり、助けを求める子供を発見したときは、一時的な保護や警察への通報を行うこと。

ウ 不審者により、子供に危害を及ぼすおそれのある状況を発見したときは、速やかに警察に通報すること。

(3) 指定者

警察子供110番の車の指定は、当該指定に係る自動車等を使用する事業者、団体、個人等（以下「使用者等」という。）の所在地を管轄する署（以下「管轄署」という。）の署長が行うものとする。

(4) 指定の要件

署長は、警察子供110番の車の指定に係る自動車等の使用者等が次に掲げる要件を満たし、かつ、警察子供110番の車に指定する必要があると認めるときは、当該自動車等を警察子供110番の車に指定するものとする。

ア (2)に掲げる活動を適正に行うことができると認められること。

イ 警察子供110番の車に対する信頼を損なうおそれのある非行、言動等がないこと。

ウ 指定に係る自動車等が、警察子供110番の車に対する信頼を損ねるおそれがないものであること。

(5) 指定の手続

ア 警察子供110番の車の指定に当たっては、管轄署の生活安全課又は刑事生活安全課（以下「生活安全担当課」という。）を窓口として、当該指定に係る自動車等の管理権を有する者が作成した別記第2号様式の申請書（以下「申請書」という。）を受理すること。

イ 署長は、申請書の提出があったときは、(4)の要件と必要性を判断し、当該申請に係る自動車等を警察子供110番の車に指定すること。

ウ 署長は、警察子供110番の車の指定をするときは、自動車等1台につき2枚を上限に標章を交付するとともに、別記第3号様式の警察子供110番の車指定簿（以下「指定簿」という。）を作成すること。

(6) 標章の再交付

生活安全担当課は、警察子供110番の車に標示している標章が、退色、劣化、破損、紛失等により、再交付の必要がある旨の申出があったときは、標章を再交付するものとする。

(7) 指定の解除

署長は、警察子供110番の車に指定した自動車等の使用者等が次のいずれかに該当することとなったときは、当該指定を解除し、当該使用者等に標章を取り外させるとともに、指定簿の整理を行うものとする。

ア 正当な理由なく(2)に掲げる活動を行わなかったとき。

イ (4)に掲げる指定の要件を満たさなくなったとき。

ウ 警察子供110番の車に対する信頼を損なうおそれのある非行、言動等があったとき。

エ 指定に係る自動車等の使用者等から、指定の解除又は活動の中止の申出があったとき。

オ アからエに掲げる場合のほか、署長が当該指定を解除する必要があると認めたととき。

2 子供110番の車の活動に対する支援

(1) 子供110番の車の実態把握

子供の安全確保を図るためには、警察子供110番の車だけでなく、民間子供110番の車の活動についても把握し、連携を強化する必要があることから、巡回連絡、会議等の各種警察活動により、民間子供110番の車の活動を把握するとともに、把握した情報は生活安全担当課において別記第4号様式の民間子供110番の車把握簿に記録すること。

(2) あんしんFメールの推奨等

警察子供110番の車の指定時や子供110番の車の使用者等への立ち寄り時等の機会を捉え、子供110番の車の実施者に対し、子供の安全を確保するためには、不審者情報等の速やかな入手が重要であることを説明し、あんしんFメールの登録を積極的に働き掛けること。

(3) 情報の発信

子供110番の車の活動の活性化や防犯意識の高揚を図るため、署の生活安全担当課及び地域課は、協同して子供110番の車の実施者に対し、通学路等の公共の場所における子供に対する犯罪、声掛け、つきまとい等の発生状況や発生傾向、子供の被害を未然に防止するための防犯対策等の地域安全情報を積極的に発信すること。

(4) 子供110番の車の広報

子供110番の車の活動が県民に浸透・拡充し、社会全体で子供の安全を守る気運が醸成されるよう、警察子供110番の車だけでなく、民間子供110番の車についても活動紹介を行うなど積極的な広報に努めること。

3 関係団体等への情報提供

子供110番の車が子供に有効に活用されるよう、子供及びその保護者のほか、幼稚（保育）園、小学校、PTA、地域安全活動団体等に対し、警察子供110番の車の指定状況、民間子供110番の車の実施状況等の情報を提供するものとする。

4 報告等

子供110番の車の効果的な活動事例があったときは、速やかに生活安全企画課長を経由して報告すること。

(別記様式第1、3～4号省略)

